

# 万博国際交流プログラム 企画運営業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

万博国際交流プログラム 企画運営業務

## 2. 業務の目的

豊中市では、姉妹都市である米国・サンマテオ市と連携し、2025年大阪・関西万博を契機に全国の地域住民と万博参加国の関係者が地方公共団体の事業を通じ継続的に交流する枠組みである「万博国際交流プログラム」を活用して交流を実施する。本業務は、両市の中学生等を対象に、環境課題等をテーマとして、オンライン・対面での学習交流、ワークショップ等の一連の体験型プログラムを提供することで、若者の国際感覚の醸成、相手国との相互理解、地域課題の改善に繋げることを目的とする。また、本取組みを両市の学校間交流復活のためのモデルケースとし、継続的な国際交流の実施を目指す。

なお、実施にあたっては、内閣官房国際博覧会推進本部が策定する「万博国際交流プログラム推進要綱」等に留意する必要がある。

※万博国際交流プログラム…内閣官房では、大阪・関西万博を契機に、全国各地域において、地域住民と万博参加国・地域の関係者が、継続的に国際交流していくための枠組み「万博国際交流プログラム」を令和6年度から令和7年度にわたり実施する。具体的には、万博の理念や共通の課題等への理解を深めるための事前学習を含め、地域の住民等と交流相手国の万博関係者や出身者等とが継続的に交流していくため地方公共団体が交流相手国と行っていく事業に対し、支援を行うものであり、参加自治体は、交流計画の提出・国の審査を経て、登録・公表される。

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/expo\\_suisin\\_honbu/topics/topics\\_r6\\_0119koubo.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/expo_suisin_honbu/topics/topics_r6_0119koubo.html)

## 3. 委託内容及び提案を求める事項

### (1) 委託内容

本事業を通じて、参加者が国際的な観点から能動的に環境問題について学び、取り組む力を培うため、以下①②を一連のプログラムとして実施する。

#### ①オンライン交流

日時	交流内容 (案)	委託内容	場所	参加者
5月31日(土) 10:00~12:00	オリエンテーション 自己紹介など	・交流内容の企画調整 ・当日運営 (ファシリテーター、 通訳など)	市内会場	豊中市中学生等 10名程度
6月21日(土) 10:00~12:00	環境学習、ディスカッション			
7月12日(土) 10:00~12:00	環境学習、ワークショップ			
8月9日(土) 10:00~12:00	対面交流の振り返り ディスカッション			

#### ②対面交流

日時	交流内容 (案)	委託内容	場所	参加者
7月17日(木) 午後	環境施設等の見学	・当日運営 (ファシリテーター、 通訳など)	市内	サンマテオ市中 学生等6名程度
7月18日(金) 午後	市内団体等による環境学習		市内	豊中市中学生 等
7月19日(土) 終日	万博会場訪問・視察		万博会場	10名程度
7月20日(日) 終日	これまでの学習振り返り 成果物ワーク	・交流内容の企画調整 ・当日運営 (ファシリテーター、 通訳など)	市内	サンマテオ市 中学生等 6名程度
7月21日(月) 午前	成果物発表			

## (2) 提案を求める内容

- ・本業務の目的を正しく理解した上で、上記①②を一連のプログラムとして、特に全4回のオンライン交流と7月20日、21日の対面交流において、両市の環境課題に関する知見を織り交ぜつつ、相互に連携させた企画を具体的に提案すること。
- ・市内施設見学や市内団体等による学習パートは、原則豊中市で依頼・調整を行う。ただし、受託者において、目的達成に資する他の団体・事業者を知っている場合は豊中市へ提案すること。
- ・参加者の海外への興味喚起や、プログラム後の持続的な国際交流に向けた意欲向上に繋げる内容を提案すること。
- ・参加者の興味を引く実施手法や、プログラム終了まで継続して参加できるような仕組みを検討すること。
- ・参加者の能動的な参加を促すため、座学だけでなく体験型のコンテンツやディスカッション、ロールプレイング等の手法を取り入れるなど、工夫すること。
- ・課題解決に向けた提案やプログラムを通じて学んだ成果を取りまとめ、成果物発表でのスムーズな発表に向けて工夫すること。
- ・本業務を効果的かつ円滑に実施できる実施体制について、「スタッフ等の人員配置」及び「事業の実施体制」を具体的に提案すること。
- ・提案する手法が、効率的・効果的かつ実現可能である根拠を過去の実績等により示すこと。

## (3) 注意事項

- ①プログラムの内容は豊中市と受託者が協議のうえ決定すること。
- ②プログラム中の使用言語は原則日本語とし、各日にプログラムの進捗管理、ファシリテーションを行うコーディネーターと、通訳可能な補助者をそれぞれ1名以上設置すること。
- ③企画運営に必要な作業（資料作成、スタッフ研修、通信環境の整備）は全て本業務の委託料に含むものとし、受託者が準備すること。ただし、会場及びプロジェクター等の機器は豊中市で準備する。
- ④業務にかかる受託者の食費や万博会場入場料を含む旅費等は全て本業務の委託料に含むこととする。
- ⑤参加者の選定、サンマテオ市との連携は原則豊中市で対応する。ただし、プログラムの内容に応じて受託者に意見等を求めた場合は随時対応すること。

## 4. 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）12月31日まで

## 5. 実施計画書

- (1) 本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を提出すること。実施計画書は実施内容、スケジュール表及び従事者を明記するものとする。
- (2) 本業務の完了後、速やかに業務完了報告書を作成すること。業務完了報告書には、実施業務の内容、作成物、効果等を明記するものとする。

## 6. 成果物等

受託者は事業完了後、成果物として、本事業で作成したプログラム等（印刷物・データ等）一式を紙形式とPDFファイル形式の電子データで豊中市に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）

## 7. 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 成果の帰属  
本業務により得られた成果は、すべて豊中市に帰属するものとする。
- (2) 秘密の保持  
受託者は、本業務により知り得た情報を、業務中、完了後も第三者に漏らしてはならない。

## 8. 著作権等の取り扱い

- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は豊中市が保有する。
- ・成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作

権等は、個々の著作者に帰属する。

- ・本事業で作成するプログラム等（印刷物・データ等）に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

## 9. 個人情報の取扱いについて

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年豊中市条例第 44 号）に基づき、適切に個人情報を取扱うとともに、必要な措置を講じること。

## 10. その他

この仕様書の業務委託内容の詳細については、提案事業者からの企画提案内容を踏まえ、改めて第一優先交渉権者決定後、市と協議し、作成するものとする。

### 【参考】

○豊中市 大阪関西万博 HP

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/shoukai/miryoku/osakakansaibanpaku/index.html>

○内閣官房 HP（国際交流プログラムについて）

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/expo\\_suisin\\_honbu/topics/topics\\_r6\\_0119koubo.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/expo_suisin_honbu/topics/topics_r6_0119koubo.html)

○豊中・サンマテオ姉妹都市交流

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken\\_gakushu/kokusai/shimai/index.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/kokusai/shimai/index.html)